

# 地方自治法施行規則及び市町村の合併の特例に関する法律 施行規則の一部を改正する省令案 概要

## 1. 省令の趣旨

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、直接請求の手続における署名簿への押印を不要とする等の措置を講ずる必要を講じることとされていること等を踏まえ、直接請求に係る規定により作成の必要がある請求者署名簿等様式において押印を不要とするため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）及び市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）を改正する。

## 2. 主な改正の概要

### 1. 地方自治法施行規則関係

- ① 地方自治法施行規則第9条第1項に規定する普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求者署名簿の別記様式のうち選挙管理委員会による有効無効の証明方法を印によらないことを可能とするとともに、署名者及び代筆者が印を押すための欄を削除する。
- ② 地方自治法施行規則第9条第1項に規定する普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求署名収集委任状の別記様式のうち委任の内容から押印を求めることを削除する。
- ③ 地方自治法施行規則第9条第1項に規定する普通地方公共団体及び特別区の条例制定又は改廃請求署名審査録の別記様式のうち無効事由から「(押印)」を削除し、選挙管理委員会の委員長等による押印を不要とするとともに、備考を追加し、選挙管理委員長、委員及び書記は氏名を自署することとする。
- ④ 地方自治法施行規則第9条第2項に規定する広域連合の条例制定又は改廃請求者署名簿の別記様式のうち選挙管理委員会による有効無効の証明方法を印によらないことを可能とするとともに、署名者及び代筆者が印を押すための欄を削除する。
- ⑤ 地方自治法施行規則第9条第2項に規定する広域連合の条例制定又は改廃請求署名収集委任状の別記様式のうち委任の内容から押印を求めることを削除する。
- ⑥ 地方自治法施行規則第9条第2項に規定する広域連合の条例制定又は改廃請求署名審査録の別記様式のうち無効事由から「(押印)」を削除し、選挙管理委員会の委員長等による押印を不要とするとともに、備考を追加し、選挙管理委員長、委員及び書記は氏名を自署することとする。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

## **2. 市町村の合併の特例に関する法律施行規則関係**

- ① 市町村の合併の特例に関する法律施行規則第1条第2項に規定する合併協議会設置請求者署名簿の別記様式のうち選挙管理委員会による有効無効の証明方法を印によらないことを可能とするとともに、署名者及び代筆者が印を押すための欄を削除する。
- ② 市町村の合併の特例に関する法律施行規則第1条第2項に規定する合併協議会設置請求署名収集委任状の別記様式のうち委任の内容から押印を求めることを削除する。
- ③ 市町村の合併の特例に関する法律施行規則第1条第2項に規定する合併協議会設置請求署名審査録の別記様式のうち無効事由から「(押印)」を削除し、選挙管理委員会の委員長等による押印を不要とするとともに、備考を追加し、選挙管理委員長、委員及び書記は氏名を自署することとする。

※ 上記の改正のほか、所要の規定の整備を行う。

## **3. 施行期日**

令和3年9月1日